

## 富山県情報公開審査会答申概要（答申第44号）

- 件 名 県職員の退職日と最終昇給日等の関係がわかる書類に係る非開示決定処分に対する異議申立ての件
- 開示請求年月日 平成25年3月13日
- 実施機関の決定日 平成25年3月25日
- 実施機関（担当課） 人事課
- 決定内容 非開示決定（不存在）
- 非開示理由 請求に係る公文書は作成していないため
- 異議申立て年月日 平成25年5月27日
- 異議申立ての内容 本件処分を取り消し、請求に係る公文書の開示を求める。
- 諮問年月日 平成25年6月21日
- 答申年月日 平成26年11月19日
- 争点 実施機関が本件対象公文書を不存在として非開示とした決定の妥当性

### ○ 審査会の判断

#### <結論>

富山県知事（以下「実施機関」という。）は、異議申立ての対象となった公文書の非開示決定について、開示請求に係る公文書を作成していないことではなく、開示請求に係る公文書に個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものが記録されていることを理由として行うことが妥当である。

#### <理由>

##### 1 本件開示請求に係る公文書の特定について

開示請求に係る公文書の特定は、開示請求の本質的な内容であり、開示請求者が行うべき事項であるが、実施機関がいかなる種類の公文書を作成又は取得しているかについて開示請求者側が精通しているとは限らないので、実施機関は、富山県情報公開条例（以下「条例」という。）第3条の規定を踏まえ、開示請求に係る公文書の的確な特定に努める必要がある。

本件において、異議申立人は、実施機関に対して「学校以外のすべての県職員の退職者の退職日と最終昇給および昇任・昇格日の関係がわかる資料。2002年度から2012年度末の期間」に関する公文書について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行っているが、これに対して、実施機関は、県職員の退職者の最終昇給や昇任・昇格の情報を記載した一覧表の類を作成せず、当該各情報を記載した一覧表の類の公文書が存在しないと説明している。

一方で、実施機関は、職員の氏名、生年月日、現住所、学歴、採用時から現在（又は退職時）に至るまでの職や発令履歴等の情報を記載した「職員記録カード」を作成しているところであり、実施機関が作成する職員記録カードには、職員の退職日並びに最終の昇給及び昇任・昇格

日に関する情報が記録されていると認められる。

したがって、本件開示請求に係る対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、不存在ではなく、2002年度から2012年度末までに退職した学校以外のすべての県職員に係る職員記録カードがこれに該当すると認められる。

## 2 本件対象公文書の非開示情報該当性について

### (1) 条例第7条第2号該当性について

#### ア 条例第7条第2号本文の該当性について

職員記録カードに記載された情報は、職員個人に関する情報であって、そこに記録された記述等により特定の個人を識別できるもの（いわゆる個人識別情報）であることから、条例第7条2号本文の規定する非開示情報（個人情報）が記録されていると認められる。

なお、個々の職員記録カードに記載された各情報は、特定の個人を識別させる部分（例えば、個人の氏名）とその他の部分（例えば、本件における当該個人に対する昇給発令等の記録）が全体として一つの非開示情報を構成するものであることから、全体としてひとまとまりの非開示情報に該当する。

#### イ 条例第7条第2号本文の例外規定について

条例第7条第2号ただし書は、個人識別情報であっても、同号ア～ウに掲げるものについて同号本文の非開示情報から除外する旨を規定している。

職員記録カードに記載された詳細な人事記録は、実施機関（任命権者）の人事管理上必要とされる職員の身分取扱いに係るものであり、職員個々の具体的な職務と直接の関連を有する情報とはいえないから、職員記録カードに記載された情報は、同号ウ（公務員の職務の遂行に係る情報）に該当せず、また、同号ア（法令・慣行による公の情報）及び同号イ（人の生命、健康、生活又は財産の保護するため公にすることが必要な情報）にも該当しないと認められる。

以上のことから、個々の職員記録カードに記載された情報は、同号ただし書の規定に該当せず、職員記録カードに記載された情報全体が同号本文の非開示情報であるので、本件対象公文書に記載された情報もまた全て非開示情報に該当すると認められる。

### (2) 本件対象公文書の部分開示の可否について

本件対象公文書に記載された情報は、その情報の全体がひとまとまりの個人識別情報に該当することから、条例第8条第1項の「公文書の一部に非開示情報が記録されている場合」に該当しない。

また、職員の職位や昇給・昇格等の発令事項は、各職員の勤務実績や事務事業への貢献度等に対する評価が反映されたものというべきものであり、個人の人格と密接に関連する情報であることから考えても、本件対象公文書に記載された情報はひとまとまりの個人識別情報であり、部分開示をすることはできないと認められる。

## 3 本件処分について

本件処分は、非開示決定という結論自体に誤りがないとしても、付記した非開示理由に瑕疵があり、条例第13条の2第1項が求める付記すべき理由としては不備であるから、実施機関は、本件処分を取り消したうえで、正しい理由を付記した非開示決定を行うべきである。

## (参 考)

### ○富山県情報公開条例（抜粋）

#### （解釈及び運用）

第3条 実施機関は、公文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、及び運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。

#### （公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等が規則で定める職にある職員である場合その他公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(3)～(6) (略)

#### （部分開示）

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

#### （開示請求に対する措置）

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

#### （理由付記等）

第13条の2 実施機関は、第11条各項の規定により開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、同条各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。